

(夷隅保健所)

千葉県夷隅健康福祉センター管内/2市2町 ● 人口/73,958人 ● 世帯数/29,998世帯(平成28年5月1日現在)

●メールアドレス isumiho@mz.pref.chiba.lg.jp

●ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-isumi/index.html>

〒299-5235 勝浦市出水1224

☎ 0470-73-0145 FAX 0470-73-0904

障害者差別解消法が施行されました

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互いに人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目的としています。

この法律では、きちんとした理由もないのに障害があるということによって不当な差別的扱いを受けることを差別としています。

また、障害のある人から手助けや心くばりをしてほしいと言われた時、合理的配慮をしないことも差別としています。但し、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担になる場合を除きます。

障害のある人が差別を受けたり、事業者側がどのように対応したらよいかわからない場合は相談してください。

障害者差別に関する相談窓口電話番号

勝浦市	0470-73-1211	いすみ市	0470-62-1117
大多喜町	0470-82-2168	御宿町	0470-68-6716

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 相談窓口電話番号

千葉県夷隅健康福祉センター	0470-73-4630
---------------	--------------



お肉はよく焼いて食べましょう！

牛肉や豚肉などは、病原性大腸菌 O157 やカンピロバクターなどの細菌が付着している場合があります。

このため、新鮮なものかどうかに関わらず、生や加熱不十分なものは重篤な食中毒が発生する危険性があります。

また、イノシシやシカなどの野生鳥獣(ジビエ)についても同様です。

細菌やウイルス、寄生虫は加熱により死滅します。

このため、お肉やレバーなどの内臓は、中心部までよく加熱して食べましょう。

調理する時には気をつけて！

- ◆生肉・内臓が触れたところには菌がつく可能性があります。
- ◆生肉に触れた箸(はし)などを口に入れたり、他の食材に触れることのないようにしましょう。
- ◆生肉に触ったらよく手を洗いましょう。
- ◆生肉に触れた包丁やまな板などもよく洗いましょう。



生肉・生レバーの規制強化

2011年5月

焼き肉チェーン店における広域集団食中毒事件
患者181名(うち5名死亡)

2011年10月

厚生労働省が生食用食肉の規格基準を改正

2012年7月

牛生レバーの提供を禁止

2015年6月12日

豚の肉や内臓の生食用としての提供を禁止



加熱して食べれば安全です！

これからは、お店選びも健康づくりのひとつ!!

「健康ちば協力店」を御存知ですか？



「健康ちば協力店」では、①～④のうち2つ以上の取り組みを行っています。

- ①メニューの栄養成分を表示しています。
- ②健康・栄養情報等の提供をしています。
- ③ヘルシーオーダーに対応しています。
- ④店内終日全面禁煙を実施しています。

夷隅管内には 27 店舗の
お店が登録されています
※平成28年6月1日現在

「健康ちば協力店」を御紹介します!
～いすみ市・大多喜町・御宿町編～



このマークが目印です!



あなたのお店も「健康ちば協力店」
になりませんか?(登録無料!)

- ◇詳しい登録方法や申込用紙の配布は、
地域保健福祉課(0470-73-0145)まで
- ◇「健康ちば協力店」ホームページは
こちらから

健康ちば協力店

検索

No.	店舗名	所在地	種類
1	レストラン エンゼル	いすみ市大原8743	和洋中
2	Qちゃんの台所	いすみ市岬町江場土4506-1	居酒屋
3	そば処 新田	いすみ市荻谷1157-1	そば・うどん
4	四季	いすみ市小池221-1	和食
5	レストラン晴海	いすみ市深堀1885-10	和食
6	女良食堂	いすみ市日在1434	和洋中
7	かつ亭 長嶋	いすみ市須賀谷191-1	和洋
8	楽働会(体験教室・お弁当)	いすみ市岬町桑田2480	弁当
9	てぬぐい茶屋	夷隅郡大多喜町石神1312-1	和食
10	道の駅たけゆらの里大多喜	夷隅郡大多喜町石神855	和洋中
11	石松	夷隅郡御宿町新町274	和食

「健康ちば協力店」に
行ってみよう!



次号では～勝浦市編～を
御紹介します!

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」



薬物乱用問題は深刻な社会問題の一つであり、国内においては、乱用者の低年齢化や、危険ドラッグを使用した者の健康被害、二次的犯罪を起こす事例が多発していること等深刻な状況が続いています。

薬物乱用についての
相談は、こちらに
御連絡ください。

相談機関		電話番号
千葉県庁薬務課		043-223-2620
県警少年センターヤング・テレホン		0120-783-497
県精神保健福祉センター(相談専門)		043-263-3893
夷隅健康福祉センター(保健所)		0470-73-0145
最寄りの警察署	勝浦警察署	0470-73-0110
	いすみ警察署	0470-62-0110

危険ドラッグは体にも心にも障害を残す危険な薬物です。絶対に購入・使用等しないでください!!



海外旅行をされる方々へ

ジカウイルス感染症（ジカ熱）に注意しましょう

中南米を中心に、ジカウイルス感染症が多数報告されています。ジカウイルス感染症はデング熱及びチクングニア熱と同様、蚊を介して感染します。海外の流行地域において、蚊に刺されてから数日後に、軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、倦怠感、頭痛等の症状が見られた場合は、医療機関を受診してください。



ヒトスジシマカ(国立感染症研究所)

海外の流行地域へ出かける際は、できるだけ長袖、長ズボン等で肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、

蚊に刺されないよう注意してください。また、妊娠中のジカウイルス感染と胎児の小頭症との関連が示唆されていることから、妊婦及び妊娠の可能性のある方は、可能な限り流行地域への渡航を控えてください。



※世界保健機関（WHO）は、2016年3月8日、妊婦は流行地域への渡航をすべきでないと勧告しています。

※流行地域について（2016.5.13現在）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

最近よく聞く、「民泊サービス」ってなあに？

「民泊サービスをやってみたいんだけど、許可って必要なの？」

「今自分がやっていることって、民泊サービスに当たるの？」



そのような疑問がありましたら、健康生活支援課までお問い合わせください。

一般的に、民泊サービスとは、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。

旅館業法において、旅館業は「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、これを行う場合には、同法に基づく許可が必要となります。

許可を受けるに当たっては、管轄する保健所に申請しなければなりません。

（旅館業法第10条では、許可を受けずに旅館業を営業者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処することとされています。）

よって、人を宿泊させるサービスについては、その内容が旅館業に該当するかどうか、必ず保健所に相談してください。

（参考）厚生労働省ホームページ：民泊サービスと旅館業法に関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111008.html>

犬・猫の多頭飼養には届出が義務付けられています

たくさんの犬や猫を飼育し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食事等の世話が追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭等による近隣住民への問題が発生する事例が数多く報告されています。

このような事態を未然に防ぐため、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」では、犬又は猫の多頭飼養の届出が義務付けられています。

犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要ですので、御連絡をお願いします。(91日齢未満の犬猫を除く。)

<問合せ先 健康生活支援課 動物担当>

献血に御協力ください！

夏季は献血者が減少し、血液が不足しがちになります。毎年7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。安定的な血液製剤の供給のために、献血への御理解・御協力をお願いします。

7月～8月の献血バスのスケジュールは下記のとおりですので御協力をお願いします。その他の日程は夷隅健康福祉センターのホームページに掲載しています。

けんけつちゃん



日程	場所	時間
平成28年7月4日(月)	いすみ大原保健センター	10:00～11:45 13:00～15:30
平成28年7月14日(木)、15日(金)	国際武道大学	10:00～12:45 14:00～17:30
平成28年8月10日(水)	勝浦市役所 大多喜町役場	10:00～11:45
	塩田病院 大多喜病院	14:00～15:45 (大多喜病院～16:00)

平成28年度健康相談・検査業務日程表

事業名	実施日	受付時間	担当課	備考
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第1、第3木曜日	午後2時～ 午後3時30分	地域保健福祉課	予約制
DV相談	電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 毎週水曜日(原則予約)	午前9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-0801
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日～金曜日	午前9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-4630
難病相談事業 (個別相談・つどい等)	病名により開催日が 異なります。 (対象者に通知)	—	健康生活支援課	予約制 対象者に通知
結核接触者健診 管理検診	随時	—	健康生活支援課	対象者に通知
被爆者健診	年2回	午後1時30分～ 午後2時30分	健康生活支援課	対象者に通知
エイズ相談 HIV抗体検査 (無料・匿名)	毎月第1・第3月曜日	午前9時30分 ～午前11時	健康生活支援課	予約制
肝炎検査 (B型肝炎・C型肝炎) (無料・匿名)	毎月第1・第3月曜日	午前9時30分 ～午前11時	健康生活支援課	予約制
腸内細菌検査(検便) (有料)	第2・第3・第4火曜日 (休前日は除く)	午前9時～ 午前11時	健康生活支援課	

※実施日は、休日及び年末年始は除く